## 政府・東京電力中長期対策会議の設置について

平成23年12月16日 原子力災害対策本部

1. 「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面の取組のロードマップ」におけるステップ2の完了に伴い、廃止措置終了までの合理的かつ具体的な工程を示す「東京電力福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の決定及びその進捗管理並びに発電所の安全維持を、政府と東京電力株式会社が共同で実施していく体制として、新たに「政府・東京電力中長期対策会議」を設置する。

なお、政府・東京電力統合対策室は廃止するものとする。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。

(1)共同議長: 経済産業大臣

原発事故収束•再発防止担当大臣

(2)副 議 長: 内閣府大臣政務官

経済産業大臣政務官

東京電力株式会社 取締役社長

(3)委 員:経済産業省 大臣官房審議官(エネルギー・環境担当)

原子力安全・保安院 首席統括安全審査官

東京電力株式会社 原子力·立地本部長

その他議長が指名する者